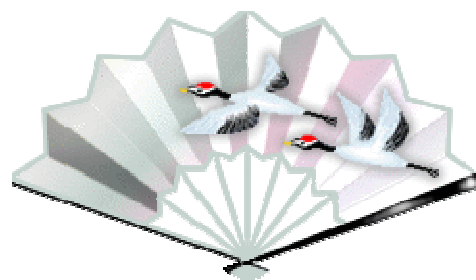


明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は川口市3公民館で講義をこなすことができました。本年もそれ以上に継続できそうな勢いがあると同時に、続々と新事業が目白押しです。本業の研鑽にも励みます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

行政書士 富田 賢（北区赤羽2丁目）



相続・遺言の無料相談会に 出張相談員として招かれました。

昨年11月下旬、川口市立上青木公民館主催として「やさしい遺言の書き方」という内容で講義を行いました。それは「長寿お元気学級」の第7回として位置づけられ、同公民館を拠点とする上青木地区長寿クラブ連合会との共催事業でした。

当日は約50名の受講生が一堂に会した講義でしたが、次年度も継続して講義させてもらったにせよ、「これだけ高齢者が集中している地域ならば、普通の講義だけで終わらせるのはもったいないなあ」と判断しました。

そもそも私の相続・遺言の講義とは「〇〇のイロハ」と題することが多く、初心者向けであり一般論的な話に偏りがちです。講座の最後に質問コーナーを設けていますが、他の皆さんがいる前ではあまりに個人的な領域に関わる質問は差し障りがあるでしょう。実際、講義終了後、「あと15分ぐらい、私は残っていますから」と申し上げると、かなりディープな質問を持ってこられる方もおられました。

やはりマンツーマン形式で秘密保持できる相談会の場を設けるべきだ、と痛感しました。1人当たり30分の持ち時間で、1日に8人程度まで承るつもりです。

以上を公民館長を経由して、長寿クラブ連合会長様にお伝えしますと、「いいんじゃないですかね」と快諾を得ました。講座の参加希望者が少ないと動員を掛けてでも成立させる、というような話を聞いたことがあります。今回の相談会はそういう趣旨ではありません。本当に今、家庭内で相続の案件で困っているんです、しかしどこに相談を持っていけば良いか分かりません、士業に知り合いもいません、という方のための相談会なのです。

まだ2月実施としか日程は決まっていますが、公民館・連合会、そして私の3者にとって初めての試み。結果については次号でご報告させていただきますね。

講師活動、ついに蕨市進出！

一昨年10月に初めて講義をして以降、川口市立公民館を中心として講師活動を展開して参りましたが、初めて蕨市からもお声を掛けて頂きました。蕨市立旭町公民館にて4月8日、22日、相続・遺言の講義をいたします。

相続講義特集（９）公正証書遺言

（前号よりつづき、平成 22 年 10 月 3 日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）
先にご説明しました自筆証書遺言と比較しつつ、公正証書遺言の長短所などを見ていきましょう。

まず公正証書遺言の長所として、公証役場の公証人が作成するため内容が明確である、証拠能力が高い、すなわち裁判などの記録となる、原本を公証役場で保管してくれるため偽造や隠匿の危険性がない、とあります。これらはすべて自筆証書遺言における短所をカバーしてくれていることになります。

字が書けない者も作成できます。なぜならば公証人が作成してくれるからです。同様に目の不自由な方でもOKです。先の自筆証書遺言の説明の折、点字機での作成はだめですよ、と申し上げましたね。この場合はまさに公正証書遺言を利用すべきです。

そして最大の長所をラストに残しましたが、自筆証書遺言において必要である家庭裁判所への検認申請を省略できるということです。検認申請がいかにか手間暇がかかり面倒くさいかは、既に説明しました。これが最も重要であり、だからこそ私としても、自筆証書遺言より公正証書遺言を強くおすすめしています。

短所に移ると公証人が関与するため、内容を秘密にできないというのは当たり前でございます。自筆証書は自分 1 人でこっそり作るので秘密にできますね。行政書士など専門家への相談費用や、公証人手数料がかかるということもあります。また証人 2 人以上の立ち合いが必要です。相続人や受遺者など強い利害を持つ人間は証人にはなり得ませんから、別に誰かを頼むことになります。私としては、遺言の相談に携わった行政書士など専門家に依頼することをおすすめしています。

公正証書遺言の作成ポイントに移ります。基本的に公証役場で原案を作成してくれるので、何の心配も要りません。遺言者としては、不動産登記簿謄本、固定資産税評価証明書、通帳コピー、遺言者・受遺者の戸籍謄本といった基礎資料を揃えなければなりません。それらを元に公証人が遺言者から聞き取りを行って、時間をかけて遺言原案を組み立てていくのです。

公正証書遺言の保管ポイントですが、前述の通り、公証役場で原本保管してくれるため一切心配はないのです。

これまで自筆証書遺言と公正証書遺言を比較しながら丁寧に説明してきましたが、各々の長所と短所が引っ繰り返っていることに気がつきませんでしたでしょうか？

もう一度、声を大にして言いますが、私としては、家裁の検認申請を省略できる公正証書遺言の方を強くおすすめします！

※レジュメではこの次に、「秘密証書遺言と特別方式の遺言」とありますが、特殊例であり、「相続のイロハ」という講義の趣旨から外れますので、説明を省略しました。秘密証書遺言については、現実の公証役場でも、練達した相続専門行政書士でもあまり経験がない、と聞きます。

（次号につづく）

富田もタジタジ？！

今までの講義におけるビックリ質問集

今までの相続・遺言を中心とする私の講座におきましては、必ず講義時間の最後に質問コーナーを設置しています。

まさかそんなことを聞いてくるなんて！ 富田を教壇でたじろがせるような、あっと驚くような質問の数々。その一部をご紹介します。

【相続・遺言制度編】

Q：世の中で、遺言をすでに執筆した人の割合は？

A：統計資料がないから分かりませんがおそらく半分もいなく、2～3割ではないでしょうか。富田行政書士は講義を通じて、遺言を「聖なる制度」と位置付け普及しています。

Q：子供を勘当していた場合、相続権は発生しますか？

A：なかなか穏やかでない事例ですね。家庭裁判所でお子さんの廃除の手続をしない限り、勘当して疎遠になっていても発生します。そもそも家裁では廃除をそう簡単に認めてくれないとも聞きます。

Q：自分には推定相続人として子供が2人います。「全財産を2人の子供にすべて譲る」という文面の遺言はOKですか？

A：「全財産を〇〇に譲る」という文面は、1人しか推定相続人がいない場合に使うべきですね。複数の相続人がいる場合は、できるだけ具体的に誰に何をあげたいか、2人のお子さんに対しそれぞれ丁寧に書いてあげてください。

【成年後見制度編】

Q：医療の同意権について詳しく教えてください。

A：現行法の成年後見制度では後見人に認められていません。単純な入院等の事務手続などはOKですが、手術・治療の同意権はないのです。ただし議論的となっており、今後法改正に向けて新たな動きがあるかもしれません。

Q：認知症の詳しい事例をもっと教えてください。

A：これは行政書士ではなくドクターの領域であり、症例のご紹介までは難しいですね。ただ富田個人は認知症サポーターになっており、サポーター交流会という情報・意見交換の場でそういった内容も学習したりしています。

【人権問題講座にて不当要求編】

Q：「警察官立寄所」などのステッカーはスーパーでも入手できますか。

A：スーパーにはおそらくないと思われます（笑）。最寄りの警察署に行けば無料でもらえますよ。おススメした不当要求防止責任者講習を受ければ間違いなくその場で頂けます。

救命救急講習を受けましょう

昨年10月14日、地元の赤羽消防署で受けました。東京消防庁消防総監名で救命技能認定証を拝受し、自動体外式除細動器（AED）業務従事者と明記されています。

この講習はなかなかハードでした。私は当初誤解していきまして、「AEDの使い方をマスターするだけなのだろう」と思いきや・・・具体的な心肺蘇生、人工呼吸（感染症予防のためのマウスピースももらいました）、そしてAED、気道異物除去、止血法と、まさにフルコース！！

最終段階では効果測定もあり、「80点とらないと認定書をもらえません」と言われ、何とか90点を確保。結局4時間ぐらいかかり、体全体をモロに使った講習にへトヘトに疲れました。

さて私が道を歩いている最中、すれ違った人が突然心肺停止になったとしましょう。私は応急手当をすべきバイスタンダー（その場に居合わせた人間）であります。119番通報から救急車が到着するまで、平均6～7分だそうです。救急隊到着前にバイスタンダーによる応急手当が、救命効果を向上させることもありえるのです。

まだバイスタンダーになり得ていませんが、そのような事態に遭遇した場合、ひるむことなく講習で学んだ技術と勇気を発揮しなければなりませんね。

富田事務所と地域コミュニケーション広場

平成23年度 北区歳末たすけあい・地域福祉募金に協力いたしました

昭和29年実施以来、57年の歴史を持つ地域福祉活動です。一人暮らし高齢者などへのお見舞品、地域ささえあい活動支援事業など幅広い地域福祉活動の原資となります。福祉の街づくりのため奔走している赤羽2丁目自治会の皆さん、そして同会奉仕部の皆さん、お疲れ様でした。

平成24年1月16日発行（不定期発行）第25号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

行政書士 富田

相続・遺言・遺産分割、建設・宅建、内容証明、各種許認可、相続制度など講義